

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年12月6日(木)午後3時から午後3時45分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員

(1) 農業委員(17名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 林 喜太郎 委員 | 2番 及川正義 委員  |
| 3番 金杉勝城 委員  | 4番 布施陽子 委員  |
| 5番 高品文敬 委員  | 6番 椎名寛 委員   |
| 7番 布施行雄 委員  | 8番 小林須美子 委員 |
| 9番 太田憲一 委員  | 10番 大木武一 委員 |
| 11番 鈴木茂 委員  | 12番 佐藤正剛 委員 |
| 13番 石田利之 委員 | 14番 安藤幸春 委員 |
| 15番 穴澤久男 委員 | 16番 伊藤栄治 委員 |
| 17番 渡邊弘仁 委員 |             |

(2) 農地利用最適化推進委員(11名)

|              |             |
|--------------|-------------|
| 19番 秋山菊次 委員  | 20番 布施利雄 委員 |
| 21番 加瀬安男 委員  | 22番 並木昭男 委員 |
| 23番 鎌形豊 委員   | 24番 山崎幸治 委員 |
| 25番 塚本繁雄 委員  | 26番 木原正勝 委員 |
| 27番 江波戸和男 委員 | 28番 八木正雄 委員 |
| 29番 石橋誠 委員   |             |

4 欠席委員(1名)

18番 伊藤輝夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)について(別冊)

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について 1件

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 3件

議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について 2件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

## その他

- 6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局) 事務局員 3名  
(市産業振興課) 職員 1名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成30年12月農業委員会定例総会を開会いたします。  
はじめに、伊藤会長から御挨拶をお願いいたします。

伊藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は伊藤会長にお願いします。

議長 本日、出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、  
総会は成立しております。  
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題と  
いたします。  
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名に  
て御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、11番鈴木茂委員、12番佐藤正剛委員を指  
名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「平成30年度第6次農用地利用集  
積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る  
12月4日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告につ  
いて、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

14番 本件につきましては、去る12月4日、午後2時より、市民ふれあいセ  
ンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容  
につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく  
農用地利用集積計画を定めるため、平成30年11月28日に匝瑳市から  
諮問のありました別冊の平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)を審

議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われ  
ます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上  
げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしくお願  
いします。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。なお、本案には、金杉勝城委  
員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第  
31条の規定に基づく、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から  
終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。  
最初に、利用権設定関係の番号5番について、審議・採決いたします。  
金杉勝城委員は退席をお願いします。

(金杉委員 退席)

議 長 金杉勝城委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号5番について、  
事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の利用権設定関係の番号5番について、別冊議案書を御覧く  
ださい。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係  
の番号5番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進  
法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の  
利用権設定関係の番号5番について、質疑を打ち切ることに御異議ござい  
ませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第6次農用地利用集  
積計画(案)について」の利用権設定関係の番号5番について、採決に入  
ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号5番について、原案のとおり決する

ことに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金杉委員 着席)

議 長 金杉勝城委員が着席しましたので、引き続き、平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)について、を議題といたします。  
利用権設定関係の番号5番を除いて、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号5番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号5番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)について」の利用権設定関係の番号5番を除き、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号5番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号の番号1番は、所有権移転に関する件であります。番号2番と3番は、利用権設定に関する件であります。

【議案第2号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番から3番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。なお、この内、番号2番については、議案第4号の番号1番の計画変更承認に付随する案件であるため、議案第4号当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

1 1 番 番号1番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われま

す。

3 番 番号2番について、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思

います。なお、本件には始末書が添付されています。

2 番 番号3番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ

ます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ

いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、採決に入ります。

原案のとおり決すると共に、番号2番については、知事の処分に併せて会長専決とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定  
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、ゴミ集積所及び道具・資材置場用地として畑84㎡  
に計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

8番 番号1番について、申請地周辺は市街化が進み、周辺住民からゴミ集積  
所設置の要望、また、地域の排水路維持管理組合から排水路の維持管理用  
の資材置場としての利用希望もあることから、申請地をゴミ集積所及び道  
具・資材置場用地として利用するものです。農地区分については、第2種  
農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござ  
いませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定につい  
て」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申  
請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第4号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、申請者は、平成29年2月に当初計画の許可を受けました営農型太陽光発電設備の構造変更のため、転用面積を当初計画の0.16㎡から0.243㎡へ変更しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

3番 番号1番について、近年、甚大な被害をもたらす台風などの自然災害に耐えうるよう、支柱の本数を増やして設備の強度を上げようとするものです。計画を変更しても周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思います。なお、本件には始末書が添付されています。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第5号、番号1番から3番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、整骨院及び駐車場用地として田983㎡の内500㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、田118㎡を譲り受け、山林97.69㎡と合わせた合計215.69㎡を専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、畑225㎡を譲り受け、山林32㎡と合わせた合計257㎡を専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

11番 番号1番について、譲受人は自宅敷地内で整骨院を営んでいますが、事業拡大のため、自宅に近接する申請地に新たに整骨院施設と駐車場を整備しようとするものです。農地区分については、第1種農地相当と思われますが、例外事項に該当すると思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

8番 番号2番について、譲受人は母と姉妹2人と市内の賃貸住宅で生活していますが、将来の生活を考え、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、譲受人は妻と子2人と市内の賃貸住宅で生活していますが、子の成長に伴い手狭となったため、申請地に専用住宅の建築を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)



議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、2件でございます。  
あっせん申出番号1番について、田4筆を賃借したいとのことです。  
あっせん申出番号2番について、畑7筆を賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認め議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に3番金杉勝城委員、29番石橋誠委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に3番金杉勝城委員、29番石橋誠委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に1番林喜太郎委員、24番山崎幸治委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。  
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

|   |    |
|---|----|
| 議案第1号 平成30年度第6次農用地利用集積計画(案)について (別冊)      |    |
| 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について                | 3件 |
| 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定について         | 1件 |
| 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見決定について | 1件 |
| 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について         | 3件 |
| 議案第6号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について          | 2件 |
| 報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について               | 1件 |

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成30年12月6日匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。